

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年里庄町条例第 20 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 8 日提出

里庄町長 大内 恒章

（提案理由）

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第2号

専 決 処 分 書

里庄町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

里庄町長 大内 恒章



理 由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。この条例は平成27年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(里庄町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 里庄町国民健康保険税条例(昭和35年里庄町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第25条中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

(里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年里庄町条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、附則第14項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。